

4 報告事項

(1) 報告1 潮来市国民健康保険条例の一部改正(案)について

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)(以下「番号法等一部改正法」という。)が交付されたため。

2 改正内容

番号法等一部改正法により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削除されることとなったため、同項に基づく第22条について改正する。

3 施行期日

令和6年12月2日